

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

税金に関するお知らせ

▼介護保険料もコンビニで納められます

平成24年度から、介護保険料もコンビニエンスストアで納められるようになりました。休日、夜間を問わず、日本全国の店舗で納められます。

《取扱店舗》セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、サンクス、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティストア、サークルK、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、デイリーヤマザキ、ポプラ、ヤマザキデイリーストア

※介護保険料のほか、市・都民税(特別徴収、法人市民税を除く)、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税も納付できます。

- 次のような場合は利用できません。
 - ・納付書に記載されている納期限を過ぎた場合
 - ・納付書にバーコードが印字されていない、または破損等によりバーコードが読み取れない場合
 - ・1枚の納付書の金額が30万円を超える場合
 - ・金額を訂正した納付書を使用する場合
- 注意納付書は期別ごとに1枚ずつ分かれていますので、紛失にご注意ください。

い。また、お支払いの際、期別・内容を十分ご確認のうえ、ご納付ください。

▼6月の納税のお知らせ

6月は市都民税(第1期)の納期です。納期限は7月2日(月)です。お忘れのないようご納付ください。口座振替は7月2日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

問合せ収納課 ☎551・1578

▼平成24年度住民税(市・都民税)の納税通知書の発送について

住民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在、福生市に住んでいる方などに課税されます。平成23年中の所得に対する住民税の納税通知書は次の日程で送付します。

【普通徴収(納付書払い)】6月11日(月)送付
※特別徴収は、市から会社等にお送りしていますので、会社等から税額決定通知書を受け取ってください。

問合せ課税課市民税係 ☎551・1610

▼住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

現在居住する住宅のうち、次の要件を満たす改修工事を実施した場合、申告により翌年度分以降の固定資産税を減額します。

①耐震改修した場合の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31

日の間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事(一戸当たり30万円以上)を行なった場合、一戸当たり120㎡相当分を限度に、下表に掲げる改修時期により翌年度分以降の固定資産税の税額を2分の1減額します。

改修時期	減額年数
平成18年1月1日 ～21年12月31日	3年間
平成22年1月1日 ～24年12月31日	2年間
平成25年1月1日 ～27年12月31日	1年間

②バリアフリー改修した場合の減額措置

平成19年1月1日以前に建築した住宅(賃貸住宅を除く)のうち高齢者、障害者等(65歳以上の方、介護保険法の要介護、要支援の認定を受けている方、または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、原爆手帳を所持している方)が居住する住宅で、平成19年4月1日から平成25年3月31日の間に、一定のバリアフリー改修工事(補助金などを除く自己負担が30万円以上)が終了した場合、一戸当たり100㎡相当分までを限度に、翌年度分以降の固定資産税の税額を3分の1減額します。

③省エネ改修工事をした場合の減額措置

平成20年1月1日以前に建築した住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に、「窓の断熱改

修工事」または「窓の断熱改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事」(改修工事に要する費用が30万円以上)が終了した場合、一戸当たり120㎡相当分までを限度に、翌年度分以降の固定資産税の税額を3分の1減額します。

なお、新築住宅及び耐震改修工事等の減額を受けている場合は適用されません。また、バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行なった場合、それぞれ税額を3分の1減額し、合わせて3分の2を翌年度の固定資産税額から減額します。

【申告方法】申告書は市役所1階4番課税課窓口にあります。各改修工事とも、要件を満たすことがわかる次の書類等を添付し、改修後3か月以内に申告してください。

【①に該当する方】耐震基準に適合した工事であることを証明するもの、領収書等

【②に該当する方】高齢者、障害者等であることを証明する書類(住民票や手帳の写し等)、工事内容等を確認できる書類、領収書等。申告後、市職員が実地調査を行ないません。

【③に該当する方】現行の省エネ基準に適合する改修工事を行なったことを証明するもの、領収書等
※減額措置や申告方法、添付書類等の詳細はお問い合わせください。

問合せ課税課資産税係 ☎551・1614

環境・リサイクルのお知らせ

▼リサイクル品の販売にお越しく下さい

リサイクルセンターで行なっているリサイクル品の販売は、価格が安く、中には掘り出しものもあります。市民の皆さんや、近隣の方々にも来場いただくと、補修を行なっているシルバー人材センターの方の作業にも熱が入ります。

日時毎週水・日曜日午前9時～午後4時

▼容器包装プラスチックの回収日には「容器包装プラスチック」を!

容器包装プラスチックの回収日には、生ゴミ、乾電池、汚れた容器包装プラスチック等が入ることがあります。市で回収された容器包装プラスチックは、工場等で使うパレット等にリサイクルしています

が、異物が多いとリサイクルできません。生ゴミ等は燃やせるごみに、乾電池は拠点回収ボックスに入れてください。

問合せリサイクルセンター ☎552・1621、551・9150

▼環境フェスティバルで使用済小型家電を回収します

6月3日(日)開催の環境フェスティバルで、使用済小型家電を回収します。

回収場所環境課ごみ対策係ブース

【対象】レア・メタルを利用している家電品【レアメタルの代表的な使用品】

- ・携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラ、電卓、DVDプレイヤー、電子辞書、ICレコーダー、小型電子機器の付属品等
- ※粗大ごみ(1辺50cm以上のもの)は除く

問合せ環境課ごみ対策係 ☎551・1731

地域猫制度について

市では飼い主のいない猫に関するトラブル解決のために、平成18年度から地域猫制度を行なっています。

地域猫制度は、飼い主のいない猫を排除するのではなく、地域の問題として考え、猫のトラブルをなくしていくことを目的に、地域に住む皆さんとボランティア、市が協力する協働事業です。

この活動はボランティアが主体となり、飼い主のいない猫の捕獲、不妊・去勢手術、エサやり、周辺の清掃等を実施し、猫の数を地域でコントロールします。

▼ボランティア団体等に助成金を支給しています

地域猫制度に基づき、飼い主のいない猫を適切に管理しているボランティア団体、町会・自治会等が行なう不妊・去勢手術に対して、市では予算の範囲内で不妊・去勢手術助成を行

なっています。(助成限度額オス1頭7,000円、メス1頭12,000円)助成金を受けるには、団体登録が必要です。希望団体は、環境課環境係へご相談ください。

▼飼い主の方へお願い

東京の交通・住宅事情は猫に優しい環境ではありません。猫は室内で飼うようにしましょう。また、万一、迷子になった場合を考え首輪と連絡先を書いた迷子札やマイクロチップをつけましょう。

▼虐待や遺棄の禁止

愛護動物を虐待したり捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

◎愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

◎愛護動物に対して、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行なった者→50万円以下の罰金

◎愛護動物を遺棄した者→50万円以下の罰金

問合せ環境課環境係 ☎551・1718

西多摩衛生組合 平成23年度ダイオキシン類測定結果

基準値を下回っています。

■環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果 単位:n g-T E Q/m³N

測定日	平成23年						平成24年	
	4月 20日	5月 17日	7月 9日	8月 30日	10月 24日	12月 6日	1月 12日	3月 23日
1号炉	0.023	-	-	-	0.0043	-	-	0.0058
2号炉	-	-	0.0077	-	-	-	0.0047	-
3号炉	-	0.020	-	0.0072	-	0.0070	-	-

【単位:1ナノグラム(1n g)は、10億分の1グラム】

採取場所各炉煙突排ガス採取口法規制値1n g-T E Q/m³N (ダイオキシン類対策特別措置法)公害防止協定制値0.5n g-T E Q/m³N

■環境センター周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果

単位:p g-T E Q/m³

採取場所	採取日	平成23年6月15日正午～6月16日正午	平成23年12月19日正午～12月20日正午
羽村第三中学校(屋上)		0.026	0.022
羽村市松林小学校(屋上)		0.020	0.019
羽村市あさひ公園(地上)		0.021	0.017
瑞穂第四小学校(屋上)		0.021	0.020
瑞穂町富士見公園(地上)(注1)		0.029	0.025(注2)

【単位:1ピコグラム(1p g)は、1兆分の1グラム】

環境基準値0.6p g-T E Q/m³(ダイオキシン類対策特別措置法)

(注1)平成23年度より、測定場所を「瑞穂町むさしの会館」から「瑞穂町富士見公園」に変更(注2)瑞穂町富士見公園の測定日時は、12月20日午後1時～21日午後1時の結果

問合せ西多摩衛生組合管理課 ☎554・2409(<http://www.nishiei.or.jp>)

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

■盆景展

砂や石、こけなどを用い、自然美を立体的に表現する盆景の作品展です。

期間6月5日(火)～7月8日(日)

■写真展

フォト・まいまいずによる写真展を開催します。

期間6月26日(火)～7月8日(日)

■教室案内

①【フラダンス教室】日時毎週水曜日午後1時～2時

②【ヨガ教室】日時毎週木曜日午後1時30分～2時30分

参加費(1回)①、②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他に在住の方1,100円※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。※回数券、サービス券などは利用できません。

問合せフレッシュランド西多摩 ☎570・2626

納税は 納期内で 元気な福生

